

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

淀川の減災に係る取組方針

(改訂版) (案)



令和8年 8月 6日

淀川管内水害に強い地域づくり協議会(大阪府域)

大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、門真市、
摂津市、東大阪市、島本町、淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、
大阪府、(独)水資源機構、大阪管区气象台、国土交通省近畿地方整備局

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	4
3. 淀川水系の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況及び課題	
1) 情報伝達、避難計画等に関する事項の現状と課題	8
2) 水防に関する事項の現状と課題	11
3) 氾濫水の排水に関する事項	12
4) 河川管理施設の整備について	12
5. 減災のための目標	13
6. 淀川管内における目標達成に向けた取組の進め方	14
7. 概ね5年で実施する取組	
1) ハード対策の主な取組	15
2) ソフト対策の主な取組	17
8. フォローアップ	26

※表紙写真：平成25年9月台風第18号洪水時における三川合流地点付近の河川流況

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水が発生すると共に、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による『水防災意識社会』の再構築に向けて～」が答申された。国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を国管理河川中心に推進してきた。

しかし、平成28年8月台風10号によって、岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。こうした状況を踏まえ、平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

平成29年6月20日に、国土交通省として、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、おおむね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を取りまとめた。

一方、淀川管内水害に強い地域づくり協議会の大阪府域では、地域住民の安全安心を担う沿川11市1町（大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、島本町）、大阪府、近畿地方整備局の構成メンバーで水害時の減災に向けた活動を行ってきたが、新たに、水防事務組合、(独)水資源機構、大阪管区气象台を加え、関係機関が相互に連携し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進する取組を一層強化することとした。

本協議会では、淀川水系・流域の特徴や、平成25年9月台風第18号洪水や平成27年9月の関東・東北豪雨災害の教訓を踏まえ、主な課題を抽出し、「逃げる・防ぐ・取り戻す」ことを主眼においた減災に係る取組方針を策定した。さらに、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえた緊急行動計画の改定に伴い、各取組のより一層の充実・加速化を図るものとする。

また、上記のような災害が比較的近年とは言え、若い世代を中心に記憶から薄れている現状を鑑み、「次世代に『水害に強い地域』と水防災意識を『継承』する」ことも目標に位置づけ、令和7年度までの5年間で取り組んだ一定の成果・効果は現れてきている。

平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号など、近年洪水における新たな課題を踏まえた上で、令和12年度を目標とした新たな取組方針として改訂し、取組のさらなる推進・拡充・展開を図っていく。

主な取組内容としては、以下のとおりとりまとめた。

■ハード対策

危機管理型ハード対策として堤防天端の保護や裏法尻の補強を実施するとともに、洪水を河川内で安全に流すための堤防整備や河道掘削などを実施する。さらに、避難行動等や水防活動等に資する基盤整備を実施する。

■ソフト対策

「水防災意識社会の再構築」の実現に向けて、各家庭から関係機関（協議会）までの幅広い取組が必要となるが、これまでの当協議会の活動により素地が備わっていることと、行政による働きかけだけでなく淀川管内河川レンジャーの活動による行政と地域との橋渡しにより有効な成果が期待できる。

「逃げる」取組：地域ごとの特性に応じた避難方法を踏まえ、住民の主体的かつ適切な避難行動を促すための取組

- ・ 近年洪水に対応した避難**情報**等の適切な発令を図るための避難**情報**等の判断・伝達マニュアルの改善や避難**情報**等の発令タイミングの調整・検討
- ・ 避難のための時間を十分に確保した避難**情報**等の発令を可能とするタイムラインの策定・訓練等の実施による検証と改善
- ・ 住民や外国人を含む観光客等の迅速かつ安全な避難行動を図るためのツール（まるごとまちごとハザードマップ、マイ防災マップ、マイ・タイムライン等）及び避難誘導體制の整備
- ・ 市町境を越えて逃げた住民、都市部における帰宅困難者、要配慮者等、様々な避難者に対する受け入れ体制の整備等を含めた避難計画（広域避難計画、帰宅困難者の避難計画、要配慮者の避難計画 等）の策定
- ・ 住民や企業の防災意識・知識の向上を図るため、水災害の怖さや水防災の重要性を実感・体感できるような教材や手法を活用した講習会の開催や、小学生・教員等を対象とした水防災に関する講習会等の実施

「防ぐ」取組：発災時に可能な限りの避難時間を確保し、人命と財産を守るための水防活動強化の取組

- ・水防団や消防団、水防事務組合、自主防災組織等の協力・連携強化を図るため、水防事務組合や関係機関が連携した実働水防訓練の実施、ならびに活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進

「取り戻す」取組：一刻も早い生活再建及び都市機能・社会経済活動の回復のための排水活動強化の取組

- ・浸水した場合に備えた排水施設の耐水化や排水計画に基づく排水訓練の実施

今後、本協議会は毎年開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図ることに加え、新型コロナウイルス等の感染症蔓延下における適切な避難に関する対応等、新たな社会情勢なども踏まえて継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第6条に基づき作成したものであり、淀川河川事務所における直轄管理区間（大阪府域）を対象としたものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員は以下のとおりである。

構 成 員	
大阪市	市 長
吹田市	市 長
高槻市	市 長
守口市	市 長
枚方市	市 長
茨木市	市 長
寝屋川市	市 長
大東市	市 長
門真市	市 長
摂津市	市 長
東大阪市	市 長
島本町	町 長
淀川左岸水防事務組合	事務局長
淀川右岸水防事務組合	事務局長
大阪府	危機管理室長
大阪府	事業調整室長
大阪府	河川室長
(独) 水資源機構	関西・吉野川支社長
大阪管区气象台	台 長
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	所 長
近畿地方整備局 淀川河川事務所	所 長

3. 淀川水系の概要と主な課題

■地理的特徴等

淀川水系は近畿圏の中心を貫き、その流域の下流部に大阪市、中流部に京都市やその他数多くの衛星都市をかかえ、関西地方の社会、経済、文化の基盤をなしており、古くから我が国の政治経済の中心として栄えて人々の生活・文化を育んできた。

流域には、大阪市域を核として名神高速道路・中国自動車道といった国土基幹軸や近畿自動車道・北陸自動車道・名阪国道などの自動車専用道路が集中するとともに、淀川を横断する国道 2 号、43 号や、河川沿いに広がる平野を縫って国道 1 号、171 号などの広域幹線道路も走っている。また、JR 東海道新幹線・東海道本線・山陰本線・湖西線・北陸本線などの広域幹線網をはじめ、阪急電鉄京都・神戸・宝塚線、京阪電鉄本線・大津線、近鉄京都・大阪線などの主要都市間を結ぶ鉄道網も発達している。

淀川は宇治川、木津川、桂川の三川が合流しており、各河川の水位上昇等が複雑な挙動を示すといった水理的な特徴を有している。また、特に下流域の氾濫域には人口・資産が集中し地下街等も多く、ひとたび堤防が決壊すれば、人命が失われ、建物等が破壊され、地下浸水が発生し、ライフラインが途絶する等、甚大なダメージを受けることとなる。



淀川流域図

■過去の被害状況と水防活動

平成 25 年 9 月 13 日に発生した台風第 18 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、14 日 9 時に強風域の半径が 500km を超えて大型の台風となった。近畿地方では台風の接近・通過に伴って、前線や台風周辺から流れ込む湿った空気と台風に伴う雨雲の影響から、長時間にわたり強い降雨をもたらした。

この降雨により、桂川の嵐山地区では溢水により浸水家屋 93 戸、浸水面積約 10ha に達する被害を受け、周辺の旅館等へも被害が及び、ピーク時には渡月橋の橋面を洪水が乗り越えた。桂川の久我橋下流右岸においても、9 月 16 日 7 時過ぎに堤防からの越水が始まり、9 時 30 分頃には約 400m の区間で越水し、洪水が堤内の市街地に流れ込んだ。また、桂川沿川の京都市南区、右京区、西京区及び伏見区の約 10 万世帯（約 25 万人）に避難指示が発令された。京都府域等に運用開始後初めて大雨特別警報が発表されていたが避難率は低く、深夜から早朝にかけての情報発信の難しさが露呈した。

この洪水に対し、桂川・小畑川水防事務組合、自衛隊が懸命な水防活動を行うとともに、上流の日吉ダムその他、淀川水系のダム群による洪水調節、瀬田川洗堰が全閉操作を行うなど、桂川の水位低下に寄与した。これにより、9 月 16 日 10 時 20 分には越水が止まり、堤防の決壊という最悪の事態を回避することができた。

淀川本川においては、9 月 16 日 9 時 40 分に水防機関に対して水防警報（出動）が発表されたが、溢水等の被害はなく、17 日 8 時 20 分水防警報が解除された。



渡月橋の橋面を乗り越える洪水



堤防を乗り越える洪水



浸水範囲と土のう積みの範囲



桂川・小畑川水防事務組合による水防活動

■主な課題

淀川流域の特徴や平成 25 年 9 月台風第 18 号洪水、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害をはじめ、近年発生した平成 30 年 7 月豪雨や令和元年度台風第 19 号による被災の教訓から見えてきた主な課題は下記のとおりである。

- 堤防の浸透・侵食対策等の強化対策や、堤防天端等の保護対策が必要な箇所が存在する。
- 避難指示等の発令のタイミングにおいて、隣接する自治体間でばらつきが見受けられるとともに、近年の大型台風襲来に対応できていない。また、夜間から早朝にかけての発令は避難率が上がらない。
- 水害の頻度が少ないため、住民等に水防災意識が浸透していない。また、水防災に対する意識啓発活動が不足している。
- 水防団員（消防団員）の高齢化の進行、人員の不足、専門家の不在等による水防体制の弱体化がみられる。
- 浸水に備えた排水施設の耐水化や排水計画検討や訓練の実施が不十分である。

4. 現状の取組状況及び課題

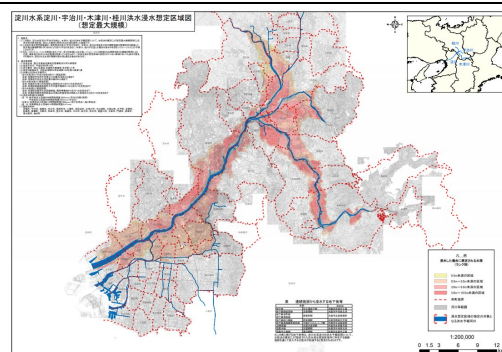
淀川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。

1) 情報伝達、避難計画等に関する事項の現状と課題

① 想定される浸水リスクの周知

□現状	
・ 想定最大降雨による浸水想定区域図 及び多段階の浸水想定図・水害リスクマップ を公表している	
・ 淀川河川事務所のホームページにおいて、堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を公表している	
・ 想定最大規模の降雨に対する氾濫シミュレーションを公表している	

■課題	
・ 想定最大規模降雨による浸水想定区域図 及び多段階の浸水想定図・水害リスクマップ の公表が住民に十分に認識されていない	A
・ 想定最大規模降雨による氾濫シミュレーションの公表が住民に十分認知されていない	B

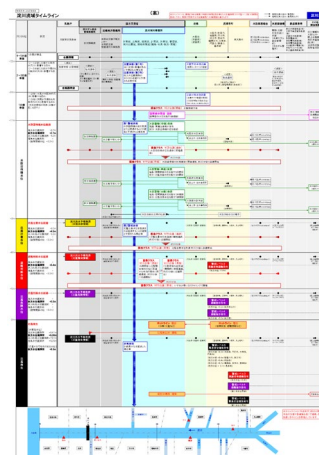


洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（事務所HP）

② 避難指示等の発令

□現状	
・ 避難 指示 等の発令判断の目安となる氾濫危険情報等の洪水予報やホットラインによる情報伝達を行っている	
・ 氾濫危険水位は、観測所の受け持ち区間内の洪水に対してリスクの高い箇所にて氾濫がはじまる水位を基準水位観測所の水位に換算し、避難に必要な時間を考慮して設定している	
・ 地域防災計画に記載している避難 指示 等の発令基準などの情報をもとに、直轄管理河川を対象としたタイムライン(案)を策定している	

■課題	
・ 早期避難行動に対応する避難 指示 等の判断・伝達マニュアルについて 最新のガイドライン等による更新が必要	C
・ 類似氾濫ブロックに属する市町間で避難 指示 等の発令のタイミングにばらつきがあり、住民の避難行動に混乱を来すことが懸念される	



タイムライン（案）

③避難場所、避難経路

□現状
・ 想定最大規模降雨による浸水想定区域図をもとに、各自治体において洪水ハザードマップを作成し、避難場所等を周知している
・ 地域(自治会等)住民の安全な自主避難に役立てるために、自治会単位や区単位等で洪水を対象とした防災マップ等を作成する自治体がみられる
・ まるごとまちごとハザードマップや避難場所・避難方向等を表示した看板設置を推進している

■課題	
・ 想定最大規模降雨による浸水想定区域図や洪水ハザードマップに基づいた、地域における水害リスクを認知している住民は少ない	D
・ 地震時の避難場所と水害時の避難場所の違いを十分に認知する住民は少ない	
・ 外国人観光客などの日本語が読めない人への配慮が不足している	
・ 避難場所について、多くの市町で施設数が不足している	E
・ 想定最大規模降雨により、多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足する恐れがある	
・ 広域避難についての検討が継続的に必要である	

④住民等への情報伝達体制や方法

□現状
・ 事務所等のホームページにおいて河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を提供している

■課題	
・ ホームページ等により各種情報を提供しているが、自ら情報を入手する住民はあまり多くはない	F
・ 避難判断等に必要情報が住民に十分伝わっていない	



淀川ライブカメラ映像（淀川 枚方大橋付近）

⑤避難誘導體制

□現状
・自治会や消防隊員・消防団員等による避難誘導體制を計画している
・避難情報の早期発令を行っている
・避難行動要支援者名簿を作成している

■課題	
・洪水を想定した避難訓練があまり実施されていない	G
・想定最大規模降雨による氾濫発生時には、より多くの避難者が発生することが懸念される	
・近年の大型台風襲来への早期対応については避難計画に反映されていない	
・外国人を含めた大勢の観光客の避難誘導體制が確保されていない	
・観光地や主要駅周辺において、交通麻痺等により帰宅困難者が多数発生する恐れがある	



避難行動要支援者の避難誘導訓練（高槻市HP）

⑥水防災に関する啓発活動

□現状
・住民や自治体職員等を対象として、水害に備えた準備や取組について、勉強会・研修会を実施し、水防災に対する意識啓発に取り組んでいる

■課題	
・水害を経験した住民が少ないため、水防災意識が薄れつつある	H
・小学校の総合学習授業において、継続的な水災害教育が必要	
・地域の住民や企業等に対する水災害教育の機会が少ない	



要配慮者利用施設の避難訓練講習会（枚方市）

2) 水防に関する事項の現状と課題

①水防体制

□現状

- ・ 水防事務組合、沿川自治体、河川管理者等による水防訓練を実施している
- ・ 現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績から、洪水に対してリスクの高い箇所を早期に発見するために、あらかじめ水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防箇所として指定している
- ・ 水防連絡会を開催し、水防事務組合、沿川自治体、水防団等と重要水防箇所等の情報共有や共同点検の実施により連携強化を図っている
- ・ 水防活動時に備えて、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している

■課題

- | | |
|------------------------------|---|
| ・ 水防活動の担い手が不足している | I |
| ・ 水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少ない | J |
| ・ 水防団等への情報伝達体制が十分に整っていない | |
| ・ 洪水に対しリスクが高い区間の再認識が必要 | K |



共同点検

②水防活動等に資する基盤等の整備

□現状

- ・ 事務所 HP や「川の防災情報」等で水位情報を提供している
- ・ 洪水監視体制の強化を目的として、管内に多数の CCTV カメラを設置しており、一部は事務所 HP で一般に公表している
- ・ 洪水発生時には市町の庁舎等を拠点として水防活動等の災害対応を行っている

■課題

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ・ 雨量や河川水位等の観測データが十分に活用されていない | L |
| ・ 庁舎等の浸水により防災拠点としての機能が低下または停止する恐れがある | |
| ・ 民間企業等において、水害リスク対応があまり進んでいない | |



水位情報（事務所HP）

3) 氾濫水の排水に関する事項

①排水施設、排水資機材の操作・運用

□現状
・ 災害時、国より排水ポンプ車を派遣し、排水活動を支援している

■課題	
・ 排水施設が浸水し稼動しなくなる恐れがある	M
・ 排水計画について十分に検討されていない	
・ 排水施設の操作方法や運用ルールを習得する機会が少ない	



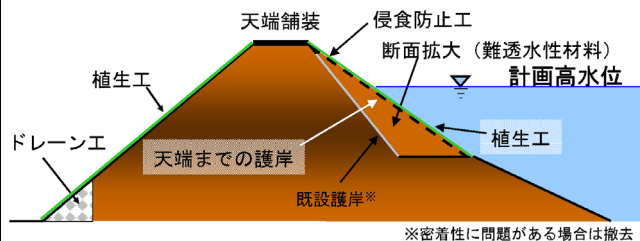
排水ポンプ車（事務所HP）

4) 河川管理施設の整備について

①堤防等河川管理施設の現状の整備状況

□現状
・ 河川整備計画に基づき、河川管理施設の整備を行っている

■課題	
・ 浸透対策等の堤防の強化が必要な区間がある	N
・ 河道の流下能力が不足している区間がある	
・ 堤防天端や裏法尻等の保護・補強が必要な区間がある	O



堤防強化対策工法の例

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施及び氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成機関が連携して令和12年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

淀川管内※における流域特性や平成25年台風第18号及び平成27年9月関東・東北豪雨等からの教訓を踏まえ、淀川管内で発生しうる大規模水害※に対し、「逃げる・防ぐ・取り戻す」ことを目指す。加えて、次世代に「水害に強い地域」と水防災意識を「継承」する。

「逃げる」：住民が自らリスクを察知し、主体的かつ適切な方法により避難できるよう、住民目線のソフト対策を実施すること

「防ぐ」：堤防強化等のハード対策や地域の水防力向上による水防活動により、堤防決壊を少しでも遅らせ、避難のための時間を稼ぐこと

「取り戻す」：堤防決壊による大規模な浸水から1日でも早く日常生活や都市機能を回復すること

※ 淀川管内……淀川河川事務所における直轄管理区間(大阪府域)を対象

※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

【目標達成に向けた3本柱】

目標の達成に向け、河川管理者が実施する堤防整備や洪水調節施設の整備など、洪水を河川内で安全に流すハード対策、危機管理型ハード対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ① 地域ごとの特性に応じた避難方法を踏まえ、住民の主体的かつ適切な避難行動を促すための取組
- ② 発災時に可能な限りの避難時間を確保し、人命と財産を守るための水防活動強化の取組
- ③ 一刻も早い生活再建及び都市機能・社会経済活動の回復のための排水活動強化の取組

6. 淀川管内における目標達成に向けた取組の進め方

淀川管内水害に強い地域づくり協議会は、淀川河川事務所管内における京都府域と大阪府域毎に発足し、自治体と河川管理者が連携した減災への取組を実施してきた。特に“住民の主体的かつ適切な避難行動の実現”を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備、自治会単位等によるマイ防災マップの作成、近年洪水に対応した避難行動を起こすためのマイ・タイムライン、**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施支援**、水防災に関する講演会等の実践的な取組により、淀川管内が一体となった危機管理体制の構築・強化を図っている。

水防災意識社会の再構築に向けては、これまでの当協議会の取組により素地が醸成されていることと、水防事務組合、（独）水資源機構、気象台を加えた体制の拡充により、社会の要請に応じた、より一層実効性のある取組方針となる。さらに、社会意識の変革には行政による働きかけだけでなく、淀川管内河川レンジャーの活動による行政と地域との橋渡し（地域が主体となる防災マップ作成の実績のように）により、一層の効果が期待できる。

7. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

堤防整備などは整備途上であり、施設能力を上回る洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。このため、ハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

■洪水を河川内で安全に流す対策

○浸透、パイピング、流下能力の対策の実施【1】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・直轄河川を対象とした、浸透対策、パイピング対策、流下能力向上対策工の実施	N	引き続き実施	近畿地整

■危機管理型ハード対策

○堤防天端の保護や堤防裏法尻の補強【2】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・直轄河川を対象とした、堤防天端保護及び裏法尻の補強の実施	O	引き続き実施	近畿地整

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○避難行動、水防活動、排水活動等に資する基盤等の整備【3】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・水防資機材の備蓄状況の確認	J	引き続き実施	市町 水防事務組合 府 近畿地整
・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等の整備及び自家発電装置等の耐水化※ ¹ (※1:耐水化とは、浸水により機能停止とならないよう防水装備等を行うこと)	L	引き続き実施	市町 府 近畿地整



水害リスクが高い箇所リアルタイムに
水位を把握するための簡易水位計の設置

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

- ① 地域ごとの特性に応じた避難方法を踏まえ、住民の主体的かつ適切な避難行動を促すための取組

■想定最大規模洪水を対象とした水害ハザードマップの策定・周知等

○水害ハザードマップの更新・周知【4】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、洪水氾濫シミュレーション、 水害リスクマップ等の作成、周知、活用	A,B	引き続き実施	近畿地整
・洪水浸水想定区域図に基づいた水害ハザードマップの 更新・周知・活用 ・ 水害ハザードマップの充実(内水ハザードマップ、ため池ハザードマップ等の策定)	D	引き続き実施	市町

○避難に資するマップ等の整備・拡充【5】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充 ・広域避難場所や緊急避難広場の案内標識の設置 など	D	引き続き実施	市町 近畿地整*
・指定避難所までの避難ルートを示した避難マップ(マイ防災マップ)の作成 ・緊急避難場所の候補地選定、緊急避難体制の構築など、自治会や区単位等で洪水を対象とした防災マップの作成 など	D	引き続き実施	市町 近畿地整* 河川レンジャー*
・分散避難も考慮した住民一人一人の避難計画(マイ・タイムライン)の作成促進	D,E	R3年度以降 重点的に実施	市町 近畿地整* 気象台*

*: 自治体が主体となる取組を支援するもの

○ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用【6】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・ハザードマップ周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供	D	引き続き実施	国交省



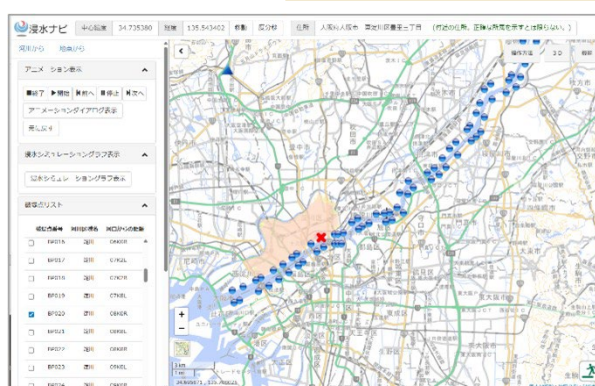
防災マップ作成のためのまち歩き（枚方市）



まるごとまちごとハザードマップ
高度化の設置状況（摂津市）



決壊地点を選択して
シミュレーション結果を表示



想定最大規模降雨による
氾濫シミュレーションのイメージ

■適切な避難行動の実現に向けた取組

○適切な避難情報の発令【7】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・早期避難行動に対応する 避難情報に関するガイドライン(R3.5)に準拠したマニュアル 等の改善	C	引き続き実施	市町 近畿地整*
・想定浸水深の深い地域や家屋倒壊等氾濫想定区域※2などの情報をもとに、避難 指示 等を発令すべき地域の 設定、更新 (※2:家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防決壊による洪水はん濫流や河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある区域であり、次期浸水想定区域図にて設定されるもの)	C	引き続き実施	市町 近畿地整*

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・防災気象情報に基づく早期の避難指示等の発令タイミングに関する調整・検討	C	R3年度から 順次実施	市町 近畿地整*

*: 自治体が主体となる取組を支援するもの

○関係機関との情報共有体制の整備【8】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・避難指示等の発令状況、避難所の開設状況など、関係機関と速やかに情報共有を行うための体制の見直し・更新	C	引き続き実施	市町 府

○広域避難計画等の策定【9】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・自治体間における避難者の受け入れ等を踏まえた広域避難の検討	E,G	引き続き実施	市町 府* 近畿地整*

*: 自治体が主体となる取組を支援するもの

○要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施【9-2】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・要配慮者や帰宅困難者等を対象とした避難計画の作成・改良	G	引き続き実施	市町 府* 近畿地整*
・要配慮者利用施設における避難訓練実施の支援	G	引き続き実施	市町 府* 近畿地整*

*: 自治体が主体となる取組を支援するもの

○避難訓練の実施【10】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・洪水を想定した避難訓練の定期的な実施	G	引き続き実施	市町

○避難誘導体制の整備【11】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・住民や外国人観光客を含めた避難誘導体制の整備	D,G	引き続き実施	市町

○共助の仕組みの強化【11-2】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの要配慮者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施 ・市町による防災の取組や防災リーダー育成に関する取組に対する専門家の支援	G	R3年度以降 重点的に実施	市町 府 近畿地整 気象台

■タイムラインの運用・拡充

○流域タイムラインの運用【12】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・訓練等の実施による 流域 タイムラインの検証と改善	C	R3年度以降 重点的に実施	市町 府* 近畿地整 気象台

*: 自治体が主体となる取組を支援するもの

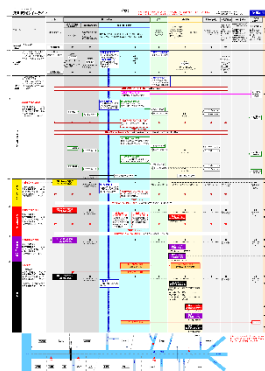
○多機関連携型タイムラインの拡充【12-2】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・多機関連携型タイムラインの検討・作成・拡充	C	R3年度以降 重点的に実施	市町 府 近畿地整 気象台

○防災気象情報の改善【13】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・警戒レベルに対応した防災気象情報の提供	C	引き続き実施	気象台

【タイムラインのイメージ】



	河川氾濫 1 急増川などの 大増水による氾濫	大雨 短時間の豪雨や 大雨による土砂災害	土砂災害 急傾斜地の崩壊や 土石流による被害	高潮 海水面上昇や 高潮による被害	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意報				災害への心構えを高める

警戒レベル相当情報の新たな情報体系

■防災教育や防災知識の普及

○住民等を対象とした水防災に関する講習会等の開催【14】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・地域や学校等を対象とした水防災に関する講習会等の開催	H	引き続き実施	市町 府 近畿地整 気象台

○災害記録の伝承【15】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・自然災害伝承碑の登録	H	引き続き実施	市町 府 近畿地整*

■避難行動のための情報発信等の充実

○避難行動に資する情報発信等の充実【16】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・プッシュ型による情報発信（洪水予報等）の提供 ・水害リスクラインを活用した洪水予報、水位予測の提供	F	引き続き実施	近畿地整
・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	F	引き続き実施	府 近畿地整



防災情報ライブカメラ(事務所 HP)



○河川やダムに関する情報提供の充実【16-2】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・専門家による洪水予測や河川水位の状況に関する解説	F	引き続き実施	近畿地整
・ダムや堤防等の防災施設の機能に関する情報提供の充実	F	引き続き実施	近畿地整
・ダム放流情報等、住民の避難行動に繋がる情報提供による避難体系の確立	F	引き続き実施	近畿地整

② 発災時に可能な限りの避難時間を確保し、人命と財産を守るための水防活動強化の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

○市町と水防事務組合（水防団（消防団））の連絡体制の再確認等【17】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施 など	J	引き続き実施	市町 水防事務組合 府

○水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【18】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・国が実施する重要水防箇所「共同点検」への参加	K	引き続き実施	市町 水防事務組合 府 近畿地整 気象台

○関係機関が連携した実働水防訓練の実施【19】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・地域防災総合訓練等において水防事務組合と連携した訓練等の実施	J	引き続き実施	市町 水防事務組合 府 近畿地整 気象台

○水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進【20】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・広報紙やホームページ等で水防活動の担い手の募集 ・地域の建設業者等も組み込んだ水防支援体制の構築 など	I	引き続き実施	市町 水防事務組合



共同点検の実施



実働水防訓練の実施

③ 一刻も早い生活再建及び都市機能・社会経済活動の回復のための排水活動強化の取組

■排水施設の耐水化及び排水訓練の実施

○排水施設の耐水化【21】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・浸水に備えた排水施設の耐水化の実施	M	引き続き実施	市町

○排水検討及び排水訓練の実施【22】

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水計画の検討 ・排水検討に基づく排水訓練の実施など	M	引き続き実施	市町 府 近畿地整



8. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各構成機関の取組については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどにより責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

本協議会は毎年開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

※改訂履歴

令和元年 7 月 平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地での大水害の発生を受けて、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定に伴う項目の追加、ならびに改元に伴う表記修正

令和 3 年 7 月 令和元年台風第 19 号をはじめ、近年の大型台風襲来による大水害の発生や感染症対応などの新たな社会情勢を受けて、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組項目の追加・拡充
令和 2 年度までの 5 年間の取組状況を踏まえて、重点的に実施する取組項目を明示

令和 8 年 8 月 近年の大型台風襲来や線状降水帯による大水害の発生等を受けて、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組項目の追加・拡充
令和 7 年度までの 5 年間の取組状況を踏まえて、新規または継続的に実施する取組項目を明示